【規程番号　行法XI－004】

学校法人行吉学園教職員の心身の状態に関する情報の取扱規程

（目的及び周知）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）における教職員の心身の状態に関する情報（以下「心身の情報」という。）の取り扱いについて、基本的事項を定めることにより適正に情報を管理するとともに、教職員の健康の維持向上を図ることを目的とする。

２　学園は、心身の情報の利用目的及び取り扱いについて、この規程を供覧、掲示等の方法により教職員（学園と雇用関係にあるすべての者をいう。以下同じ。）に周知する。

（適用の対象者）

第２条　この規程は、学園の教職員に適用する。

（心身の情報の利用目的）

第３条　心身の情報は、学園が教職員の健康を確保するための措置の実施や安全配慮義務の履行を目的として利用するものとし、利用目的の範囲内で適切に取り扱う。

（心身の情報を取り扱う者）

第４条　心身の情報を取り扱う者は、教職員の健康管理業務を所掌する産業医、精神保健相談業務を委嘱する医師、衛生管理者（保健師）、保健師､看護師、安全衛生業務を担当する総務企画部総務課（総務人事担当）に所属する職員（以下、「産業保健従事者」という。）及び所属長（各所属職員の心身の情報に限る）とする。

（心身の情報の管理責任者）

第５条　この規程の目的を達成するために、心身の情報の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

２　管理責任者は、第４条により産業保健従事者として定められた衛生管理者（保健師）とする。

３　管理責任者は、心身の情報の保管、管理及び開示、使用停止（廃棄及び第三者への提供の停止を含む)、訂正（追加及び削除を含む）等の請求、苦情や相談の対応に関して適正に処理する責任を負う。

４　管理責任者は、産業保健従事者がこの規程に基づき心身の情報を適正に取り扱うよう監督する。

（心身の情報の範囲）

第６条　学園が取り扱う心身の情報の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 産業保健従事者が、教職員の健康管理等を通じて取得した情報

(2) 労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）に定める作業環境測定結果の評価に基づき、学園が教職員の健康を保持するために必要があると認められるときに実施した健康診断の結果

(3) 安衛法に基づき学園が実施した健康診断の結果及び医師から聴取した意見、実施後の措置の内容、保健指導の内容

(4) 安衛法に基づき学園が実施した面接指導の結果及び医師から聴取した意見、実施後の措置の内容

(5) 安衛法に基づき学園が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果及び医師から聴取した意見、面接指導、事後措置の内容
(6) 安衛法に基づく健康保持増進措置を通じて取得した健康測定の結果、健康指導の内容等
(7) 労働者災害補償保険法に基づき、教職員から提出された二次健康診断等の結果
(8) 健康保険組合等が実施する健康診断等の事業を通じて学園が取得した情報
(9) 受診記録、診断名等、療養の給付に関する情報
(10) 学園が医療機関から取得した診断書等、診療に関する情報
(11) 教職員からの欠勤の際に提出された疾病に関する情報
(12) 上記に掲げるもののほか、任意に教職員から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報

（心身の情報の取り扱いに関する権限）

第７条　産業医は、次の各号に掲げる権限を有するものとする。
(1) 心身の情報の取り扱いに関して、医学的判断により、学園対して専門的立場から意見を述べ、産業保健従事者に助言、指導を行うこと
(2) 教職員の健康管理を実施するために必要な心身の情報を教職員から収集すること

２　心身の情報のうち診断名や検査値、具体的な愁訴の内容、メンタルヘルスに関する情報等の詳細な医学的情報（以下、「医学的情報」という。）は、第４条により産業保健従事者として定められた医師又は保健師、看護師（以下「医療職」という。）が取り扱うものとする。

（心身の情報の取得）

第８条　心身の情報を取得する必要がある場合は、その目的を明らかにして、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本人の同意を得ることなく心身の情報を取得することができる。
(1) 法令に基づく場合
(2) 教職員の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の事務を遂行することに対し、学園が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

３　次の各号に掲げる心身の情報は、職務上の特別な必要性がある場合を除き、教職員から取得してはならない。
(1) HIV 感染症や B 型肝炎等、学園内において感染する可能性が低い感染症
(2) 色覚異常等の遺伝情報

（心身の情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人の同意の取得方法）

第９条　心身の情報の取り扱いに係る同意については、利用目的及び取り扱い方法をあらかじめ書面に記載する等の方法で教職員に通知のうえ、口頭、書面等により本人から取得する。

（心身の情報の第三者への提供）

第10条　心身の情報を第三者に提供する必要がある場合は、その目的を明らかにして、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

2　第８条第２項の規定は、心身の情報を第三者に提供する場合に準用する。

3　次の各号に掲げる場合において心身の情報の提供を受ける者は、第三者提供に該当しないものとする。

(1) 学園が利用目的の達成に必要な範囲内において、心身の情報の取り扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴って心身の情報を提供される者

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って心身の情報を提供される者

(3) 学園と共同での事業実施に伴って心身の情報が提供される健康保険組合等

4　医学的情報を第三者に提供するときは、利用目的の範囲内で医療職が適切に加工し、健康を確保するための措置の実施に必要な内容を提供する。

（心身の情報の共有の範囲）

第11条　心身の情報の集計・分析結果及び教職員の健康を保持するために必要な措置について医師又は歯科医師から聴取した意見は、利用目的の範囲内において、学園の総務企画部（総務人事担当部門）及び各部局の管理職と共有し、職場環境の改善等、健康を確保するための措置の実施に利用する。

2　産業医から教職員の健康を確保するための措置に関して勧告を受けたときは、勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容、措置を講じない場合にあってはその旨及びその理由を衛生委員会に報告しなければならない。

（事業承継に伴う心身の情報の取り扱い）

第12条　合併や組織の統廃合、教職員の配置転換等により事業が承継されることに伴い提供された当該事業に係る心身の情報は、事業承継後も当該事業が承継される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

2　事業承継に伴って提供された心身の情報を継承前の利用目的の範囲を超えて取り扱う場合又は事業継承後に新たに心身の情報を取得する場合は、その目的を明らかにして、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

3　第８条第２項の規定は、前項により事業継承後新たに心身の情報を取得する場合に準用する。

（心身の情報の正確性の確保）

第13条　学園は、心身の情報を利用目的の範囲内で、正確かつ最新の状態で管理するよう努めなければならない。

（心身の情報の安全性の確保）

第14条　産業保健従事者及び第 11 条の規定に基づき心身の情報を共有する者は、業務の遂行に必要な範囲内で取り扱うものとし、心身の情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の心身の情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2　心身の情報は、医療職が取扱い区域を限定し一元的に保管する。

3　心身の情報を含む書類（複写を含む。以下同じ。）又は電子データ（データベース、電子ファイル等を含む。以下同じ。）は、取扱い区域内のキャビネット等に施錠して保管し、管理責任者の許可なく外部に持ち出してはならない。

4　情報機器を用いて心身の情報を取り扱うときは、情報センターの技術的協力のもと、アクセス権限の付与及び不正アクセスの防止等の安全対策を講じなければならない。

5　学園は、健康診断等の業務の全部又は一部を医療機関や健診機関に委託し、健康情報を取り扱わせる場合は、委託先と健康情報の安全管理対策を含めて契約を締結するとともに、委託先が遂行する業務の内容に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（心身の情報の保存・廃棄）

第15条　心身の情報が記載された書類及び電子データ（以下「書類及び電子データ」という。）は5年間保存する。

2　保存期間を経過し、利用の必要がなくなった書類及び電子データは、速やかに廃棄又は削除しなければならない。

3　廃棄又は削除は、焼却、溶融、磁気データの物理的破壊等の方法により、当該心身の情報が復元できない程度としなければならない。

（心身の情報の開示）

第16条　教職員は、学園に対して本人の心身の情報の開示を請求することができる。

2　前項に基づき請求（以下「開示請求」という。）するときは、本人であることを明らかにしたうえで、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を管理責任者に提出しなければならない。

3　管理責任者は、開示請求を受けたときは、保有している当該心身の情報を開示(当該本人の心身の情報が存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ)するものとする。ただし、開示請求に係る心身の情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該心身の情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 当該本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

(2) 開示請求の対象となる心身の情報に、第三者の個人情報が含まれているとき

(3) 開示することにより、当該本人の健康確保措置に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 開示することにより、学園の産業保健業務、健康確保措置の執行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 前各号に掲げる場合のほか、産業医の意見聴取により学園が相当の理由があると認めたとき

（心身の情報の訂正）

第17条　教職員は、学園に対して本人の心身の情報に誤りがあるときには、訂正を請求することができる。

2　第16条第2項の規定は、心身の情報の訂正を請求する場合について準用する。

3　管理責任者は、第1項の請求を受けたときは、その内容の訂正に関して学園の諸規程、並びに法令の規定において特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の範囲において遅滞なく当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果に基づき、当該心身の情報の内容の訂正を行わなければならない。

4　管理責任者は、前項により所管する心身の情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは訂正を請求した者に対しその旨（訂正を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（取り扱い停止の請求）

第18条　教職員は、学園が保有する自己の心身の情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われていると認められる場合は、管理責任者に対しその取り扱いの停止を請求することができる。

2　第 16 条第 2 項の規定は、心身の情報の取り扱いの停止を請求する場合について準用する。

3　管理責任者は、第 1 項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該心身の情報の取り扱いを停止しなければならない。

ただし、当該心身の情報の取り扱い停止に多額の費用を要する場合、その他取り扱いを停止することが困難な場合にあって、当該本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りでない。

4　管理責任者は、前項により所管する心身の情報の内容の全部若しくは一部について取り扱いを停止したとき、又は取り扱いの停止を行わない旨の決定をしたときは取り扱いの停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

（苦情・相談窓口）

第19条　管理責任者は、心身の情報の取り扱いに関する相談窓口を保健室に常設し、苦情や相談を受け付け、適切に対応する。

（その他）

第20条　その他心身の情報の取り扱いに関して、この規程に定めのない事項については、安衛法、個人情報保護法及びその他法令の定めによる。

（改　廃）

第21条　この規程の改廃は、衛生委員会の意見を聴取のうえ、理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）